

東京都市計画土地区画整理事業の決定

都市計画羽田空港跡地地区土地区画整理事業を次のように決定する。

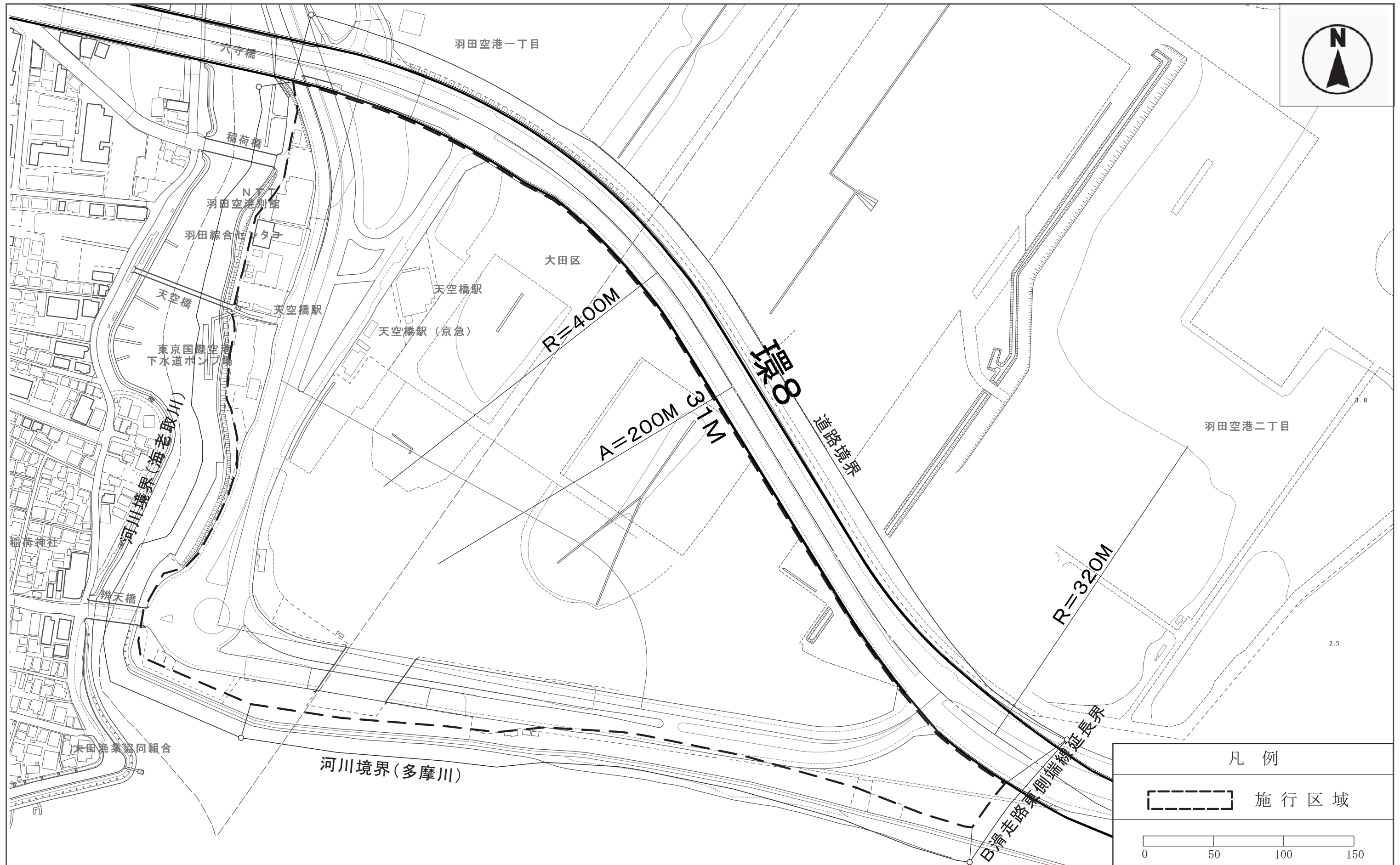
名 称		羽田空港跡地地区土地区画整理事業				
面 積		約 16.5ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画街路	都市計画道路区画街路大田区画街路第4号線	19m	約 530m	新設
		区画街路	都市計画道路区画街路大田区画街路第5号線	19m	約 380m	新設
		区画街路	都市計画道路区画街路大田区画街路第6号線	19m	約 350m	新設
	現環状八号線と旧環状八号線を接続させる地域内道路（多摩川沿い道路及び海老取川沿い道路）を配置する。 また、本区域中央部の東西方向の位置に天空橋駅へのアクセス機能向上を図る地域内道路（駅前道路）を配置する。 なお、交通結節機能向上と都市の広場機能創出を目的に、駅前道路沿いに交通広場を配置する。					
	公園及び緑地	地区の南側に公園（約 2.0ha）を配置する。				
宅地の整備方針		本区域の整備にあたっては、世界と地域をつなぐ「新産業創造・発信拠点」の形成を目指す。				

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理由：羽田空港に隣接する立地を生かし航空ネットワークの活用による医療等先端事業と中小企業とのビジネスマッチング、クールジャパン情報発信等の官民連携施設を整備することを目的に、必要な都市基盤施設を整備するため土地区画整理事業を行う。

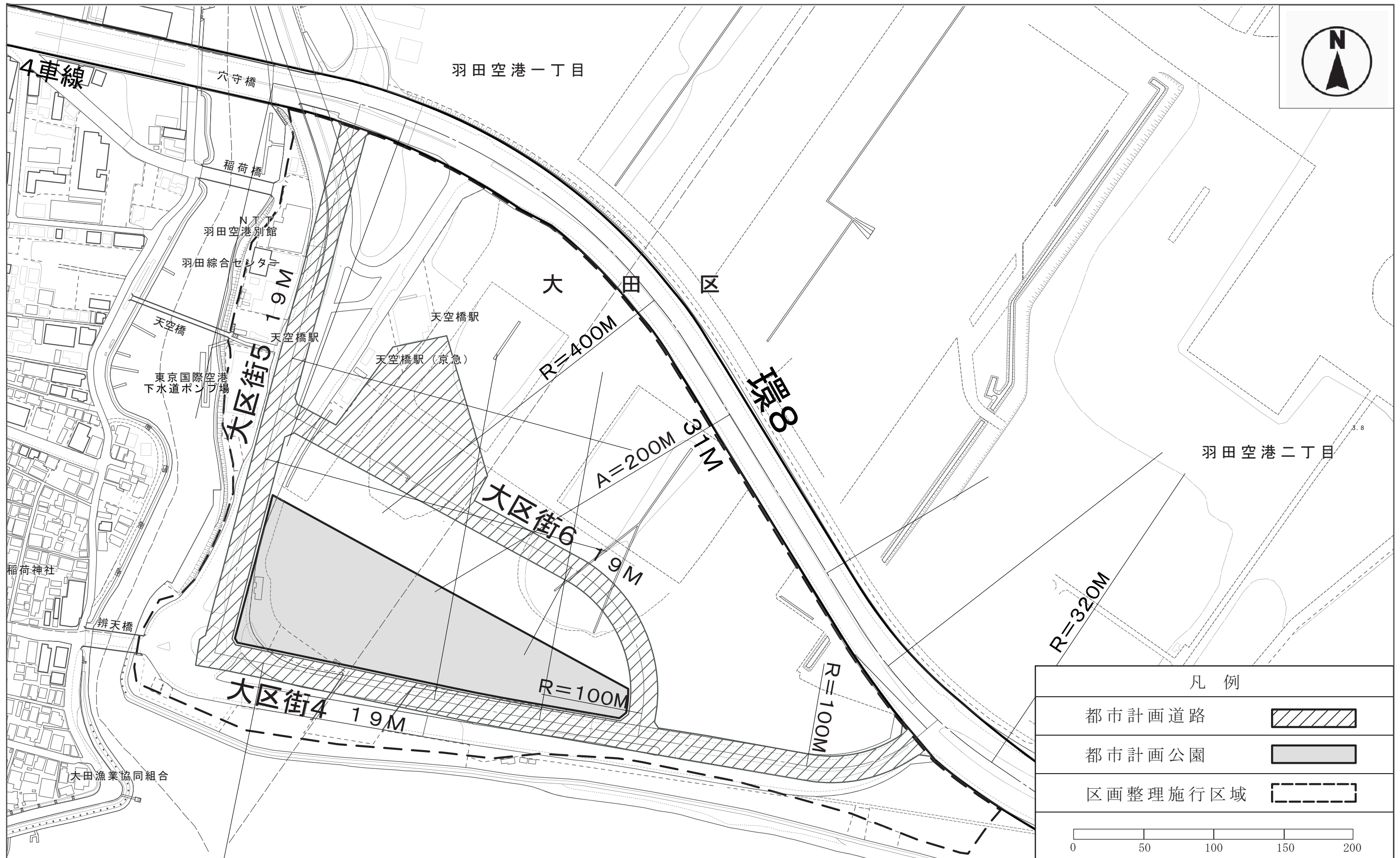
東京都市計画土地区画整理事業 羽田空港跡地地区土地区画整理事業 計画図1 (施行区域図)

縮尺 二千五百分の一



東京都市計画土地区画整理事業 羽田空港跡地地区土地区画整理事業 計画図2 (公共施設の配置図)

縮尺 二千五百分の一



凡例	
都市計画道路	
都市計画公園	
区画整理施行区域	

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画土地区画整理事業 羽田空港跡地地区土地区画整理事業

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、東京圏の目標として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における企業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとなっている。

当該地は大田区南東部の羽田空港内に位置し、大田区都市計画マスタープラン（平成23年3月策定）では空港臨海部地域に区分している。周辺の土地利用状況は、北東側には空港の滑走路があり、西側に位置する海老取川の対岸は戸建住宅が立地した既成市街地となっている。

一方、平成22年10月には、羽田空港が4本目の滑走路と国際線地区が供用されるとともに、国土交通省・東京都・品川区・大田区で「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を策定し、関係者間の連携のもと、跡地利用の早期実現を図ることを確認した。

大田区では、平成27年7月に「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針」を策定し、世界と地域をつなぐゲートウェイとしての羽田（HANEDA）において国内外の人々・企業・情報が集い、交わることで、新産業の創造と世界に向けた発信拠点の形成を目指すため、土地利用促進と都市基盤施設整備を一体的に推進する方針を示している。

本計画は、これらの計画等を踏まえ、土地利用促進と道路・交通広場・公園の都市基盤施設整備を一体的に進めるため、区域面積約16.5haについて土地区画整理事業の都市計画決定を行うものである。